

郵政改革素案に関する意見・要望

2010年3月9日

JP 日本郵政グループ労働組合

1. はじめに

今回の郵政改革は、公益性を担保し、利用者の利便性に資することが改革の目的であり、それを担保するために会社形態の見直しを行い金融のユニバーサルサービスを新たな親会社に義務付けたことが、象徴的な事項であるといえます。

JP労組が郵政改革にあたり、要望しました①「お客様の利便性の向上」、②郵政事業の成長と発展、③雇用の安定と労働条件の確保—など3点の改革の方向性や「JP労組の意見・要望」も一定網羅されており評価するとともに感謝申し上げます。

一方、具体的になっていない①業務内容、②ユニバーサルサービスコスト負担措置、③行政サービスと地域サービス、④雇用対策—などについて、JP労組の意見・要望を申しあげたいと考えますので、是非、実現していただくようお願いします。

2. 政府の骨子とJP労組の意見・要望

郵政改革素案(10.2.8)	JP労組の意見・要望(09.12.11)
1. 日本郵政グループの公益性、地域性を重視した改革を行う。	・公益性と企業性のバランスのとれた経営を実現。
2. 経営形態は、親会社(持株・局・郵便)、銀行会社、保険会社の3社体制とする。	・民営化を前提に分社化の不都合を是正(親会社と金融2社の3社体制に再編成)。
3. 政府が国民に対して負っているユニバーサルサービス提供義務を親会社に対して課す。	・基本的な金融サービスのユニバーサルサービス義務は郵便局ネットワークを持つ新統合会社に課す。
4. ユニバーサルサービス業務は、郵便、金融とも基本的な内容を定める。	
5. 金融2社は、業法に基づく一般会社とし、業務内容は原則として業法の規定に基づく。但し、これまでの経緯を踏まえ所要の措置を講じる。	・自由な事業展開が可能となる枠組みとする(業法適用)。
6. 政府が国民に対して負う義務を日本郵政グループに課すことに鑑み、義務履行コストに見合う内容の所要の措置を日本郵政グループに対して講じる。	・ユニバーサルコストは国民負担の増加を招かず、新統合会社の収益拡大(業務は届出制)、グループ間取引に係わる消費税の非課税化により賄う。
7. 旧勘定を管理する郵便貯金簡易生命保険管理機構は将来的には廃止する。	・現行法令の民営化スキームは廃止。
8. 株式処分凍結措置は、改革法の施行時期に合わせて解除する。	・将来的には株式上場を目指すことを要請。
9. 日本郵政グループの経営の自主性を重んじる一方で、高い非正規雇用率、地域経済との関係希薄化等の経営上の問題点を改善することを求める。	・利用者ニーズに応えるための高品質サービス及び郵政関係労働者の安定的な雇用確保の観点から、コスト削減ありきの経営を見直す。
10. 民間金融との業務提携等によるシナジー効果の発揮を期待し、地域経済や中小企業振興に資する経営を勧奨する。	
11. 政府から親会社への出資比率、親会社から子会社への出資比率、金融サービスの内容と利用限度額等については、今後の議論を踏まえて決定する。	・政府の新統合会社への出資比率は必要最小限(3分の1超以上)に。 ・新統合会社の金融2社への出資比率は3分の1超以上に。 ・経営自由度の担保(利用限度額撤廃)。

3. 業務内容について

JP労組は、政府が示されたユニバーサルサービスを維持・提供しつつ行政サービスや地域サービスを拡充していくためには、まず、現行の郵政三事業の事業規模の縮小傾向に歯止めをかけることが必要と考えます。

そのためには、分社化による要員・業務・財政ロスの解消を行うとともに、利用者のニーズに応える商品開発やサービスの提供が可能となる法整備・規制緩和を早急に図る必要があると考えます。

素案には、郵便事業に関する貨物法制の適用緩和等の措置は示されていますが、金融サービスや利用限度額については、今後の与党プロセスの議論を踏まえて決定するとし、その論議結果を受け「所要の措置を講じる」の文言でくられ具体的にありません。

また、①競争条件の公平性、②新たな親会社に関する監督・規制のあり方、③小規模郵便局の金融業務に対する検査・監査の見直し―等、業務内容に関する事項についてもが明らかになっていないことから、意見・要望を申し上げます。

3. 業務内容について(意見・要望)

—「所要の措置」について—

「所要の措置」について郵政三事業の業務規模の縮小傾向を改善し、政府の示した金融のユニバーサルサービスの提供や郵便ネットワークの維持を確実なものにするために、業務範囲(新規業務)や預金・保険限度額にある所要の措置は、早期の限度額撤廃、新規業務規制の緩和となるよう法整備を要望します。

《参考》

金融2社の事業について「将来の方向性としては業法の定める業務範囲の拡大を目指す、当初は、特殊会社である親会社を通じた政府の間接的株式保有、全国店舗網の利用、3事業一体でのサービス提供、資金量や顧客基盤などの現状を踏まえ、民間金融機関との全体的な競争条件の公平性の確保及び金融システムの安定性維持から所要の措置を講じる」とし、所要の措置内容については、3年程度に1回見直しの機会を設けることを法制化し業務規制の緩和の要否について検討する。

3. 業務内容について(意見・要望)

－ 競争条件の公平性 －

素案の中には、地銀・信金等への影響を配慮するとの考え方も示されていますが、民営化以降は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命ともに民間会社と同様の条件で会社経営は行われ、業務規制のみが金融2社に課されている状況であり、競争上の優位性は全くないことを十分に認識していただきたいと思います。

－ 親会社に関する監督・規制のあり方 －

新たな統合会社に係る監督・規制は、①金融庁、②総務省、③管理機構からそれぞれ指導および規制が課せられることが想定されます。

従って、(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構については廃止するとともに、金融庁、総務省の監督・規制については、一元化されるよう要望します。

－ 小規模郵便局の金融業務に対する検査・監査の見直し －

小規模郵便局に対する検査・監査については、実状に即した対応となるように措置すると思いますが、具体的には何も示されていません。

利用者の利便性に直結する課題であることから、実効の上がる措置を要望します。

4. ユニバーサルサービスコストの負担措置

ユニバーサルサービスコストは、直接、国民・利用者に負担を求めるのではなく、郵政グループ各社の収益源の多角化による収益基盤の強化で賄うこととし、ユニバーサルサービスコストの負担措置は、ユニバーサルサービス義務を担う新たな親会社の新規業務を含む事業計画を主務大臣への届出制にすることにより対応されることを要望します。

5. 行政サービス・地域サービスについて

郵便局のネットワークをワンストップ行政サービス網として活用し地域社会、住民生活の利便向上に努める一との政府の考えは、郵便局の公益性を担保し、利用者の利便性に資することにつながることから賛同します。

但し、新たなサービスの提供については、必要なコスト及び利益の回収とサービスの提供に必要な要員、訓練、機器類配備等環境整備を整えた上で拡充していくことが必要と考えます。

従って、従来の業務に加え、行政及び地域サービスを展開していくための環境整備を要望します。

6. 雇用対策について

今回の素案で、非正規社員の郵政グループ社員に占める割合の高さについて、経営上の問題点として改善することを指摘されています。

JP労組としても、今日までの労使交渉において年間約2,000名の正社員登用を実施させ、今春季生活闘争においても、非正規社員の処遇改善はもとより正社員比率の引き上げを会社に要求しているところです。

利用者に対して高品質なサービスを提供するためには、適切な訓練・研修を実施するとともに、正社員比率を引き上げるべきです。

6. 雇用対策について

— 現時点の課題 —

- ① 事故、誤配の増加
- ② 非正規社員の採用・退職事務の増加
- ③ 相互応援体制の低下
- ④ 訓練不足による業務知識の低下 等

《参考》各社正社員比率

	正社員	非正規社員	正社員比率
日本郵政	3,427	4,749	42%
郵便事業	94,818	144,608	40%
郵便局	114,413	43,556	70%
ゆうちょ銀行	12,223	7,295	60%
かんぽ生命	6,448	3,461	60%
全体	238,329	203,669	53%

[参考] 金融2社と他の民間金融機関・生保との規制バランス

○ 厳しい業務制限が残存し、イコールフットイング問題はむしろ逆転。

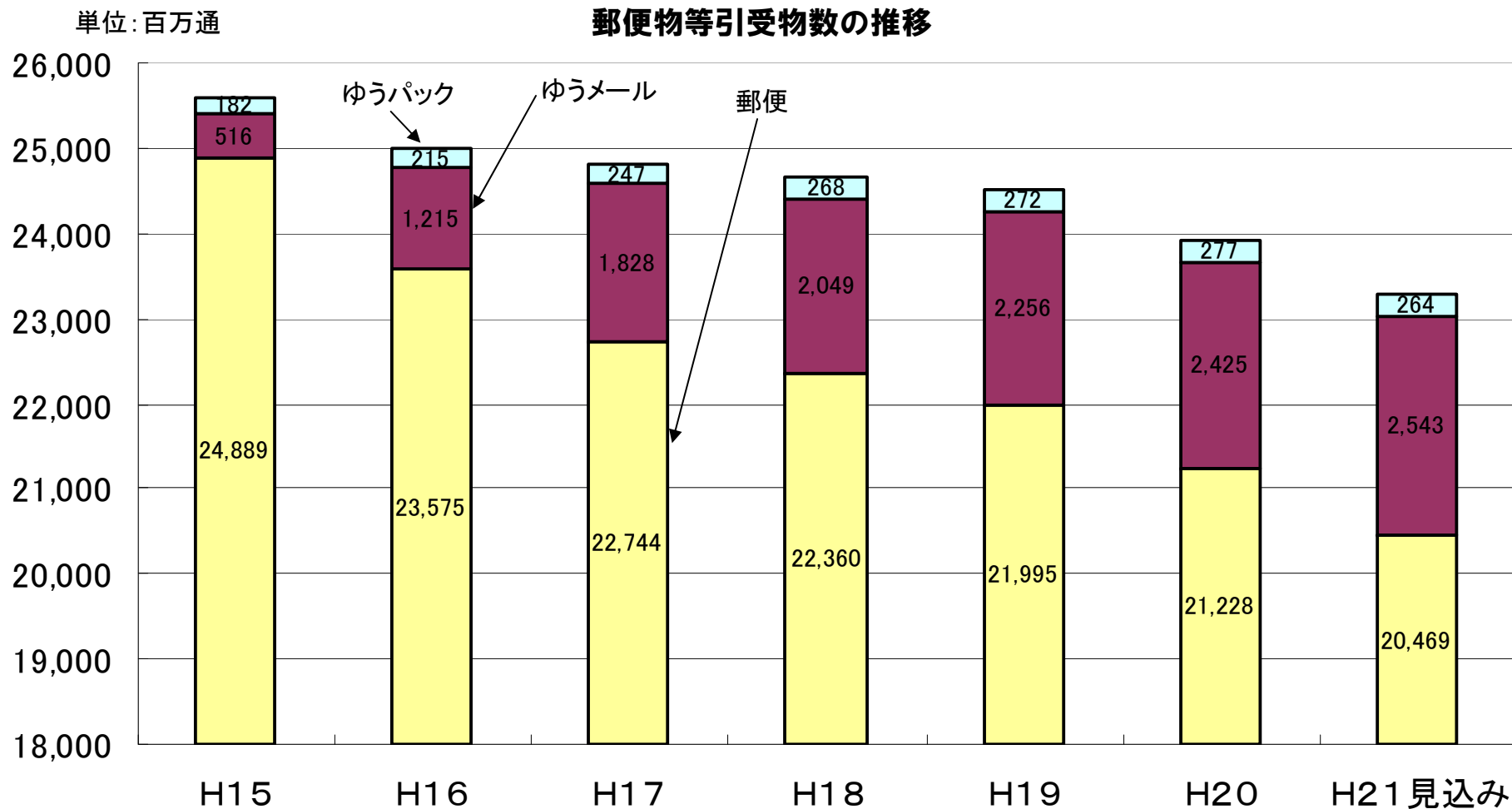
		民営化前		民営化後		他の民間金融機関・生保
ゆうちょ銀行	特典・優遇	財投への預託	⇒	なし	=	なし
		納税義務原則免除(一部納付)	⇒	納税義務	=	納税義務
		預金保険料不要	⇒	預金保険料納付	=	預金保険料納付
	業務制限	預入限度額1,000万円	⇒	預入限度額1,000万円	<	限度額なし
		業務範囲の制限あり	⇒	業務範囲の制限あり	<	業務範囲の制限なし
かんぽ生命	特典・優遇	政府の保証	⇒	保険契約者保護機構の補償	=	保険契約者保護機構の補償
		税負担の減免 (国庫納付金制度あり)	⇒	他の民間生保と同じ税負担 (委託手数料に係る消費税も負担)	=	かんぽ生命と同じ税負担
		WTO政府調達	⇒	対象 (調達手続の長期化・公表義務)	<	対象外
		民間生保と異なる規制(簡保法)	⇒	保険業法+郵政民営化法	<	保険業法のみ
	業務制限	限度額1,000万円(原則)	⇒	限度額1,000万円(原則) (第三分野商品の開発に支障)	<	限度額なし
		業務範囲の厳しい制限	⇒	業務範囲の厳しい制限 (商品種類、運用手段等)	<	保険業法の範囲で業務展開

郵政三事業の現状と見通し

1. 郵便事業
2. 貯金事業
3. 保険事業

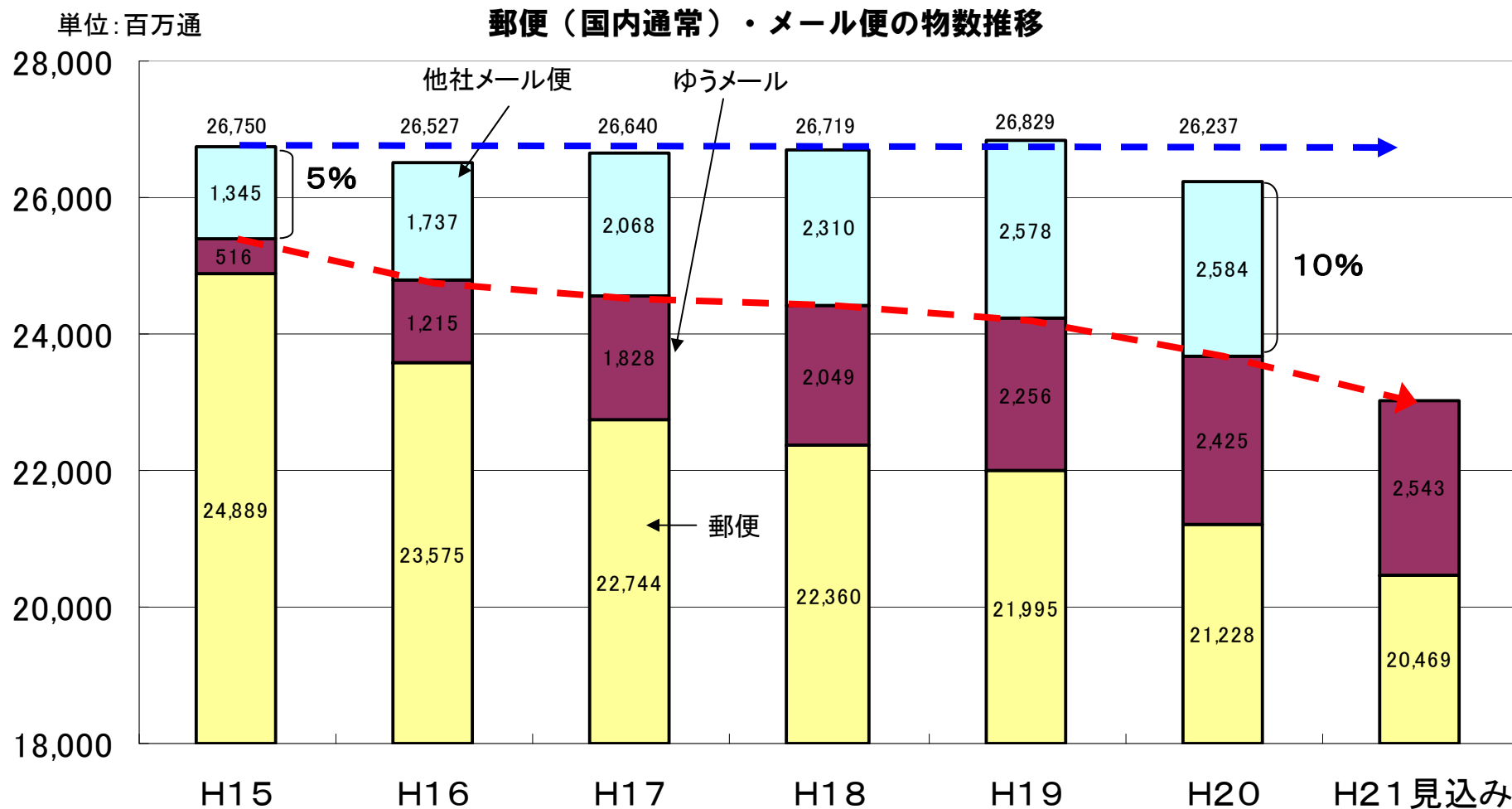
JP 1. 郵便事業 ～ 郵便物等引受物数の状況 ～

- 郵便(ゆうメール・ゆうパックは除く)の物数は年率約3%で減少。
- H20年度はH19年度に比べゆうメール・ゆうパックはやや増加。全体では年率約1%の減少が継続。



1. 郵便事業 ～ メール便との競合状況 ～

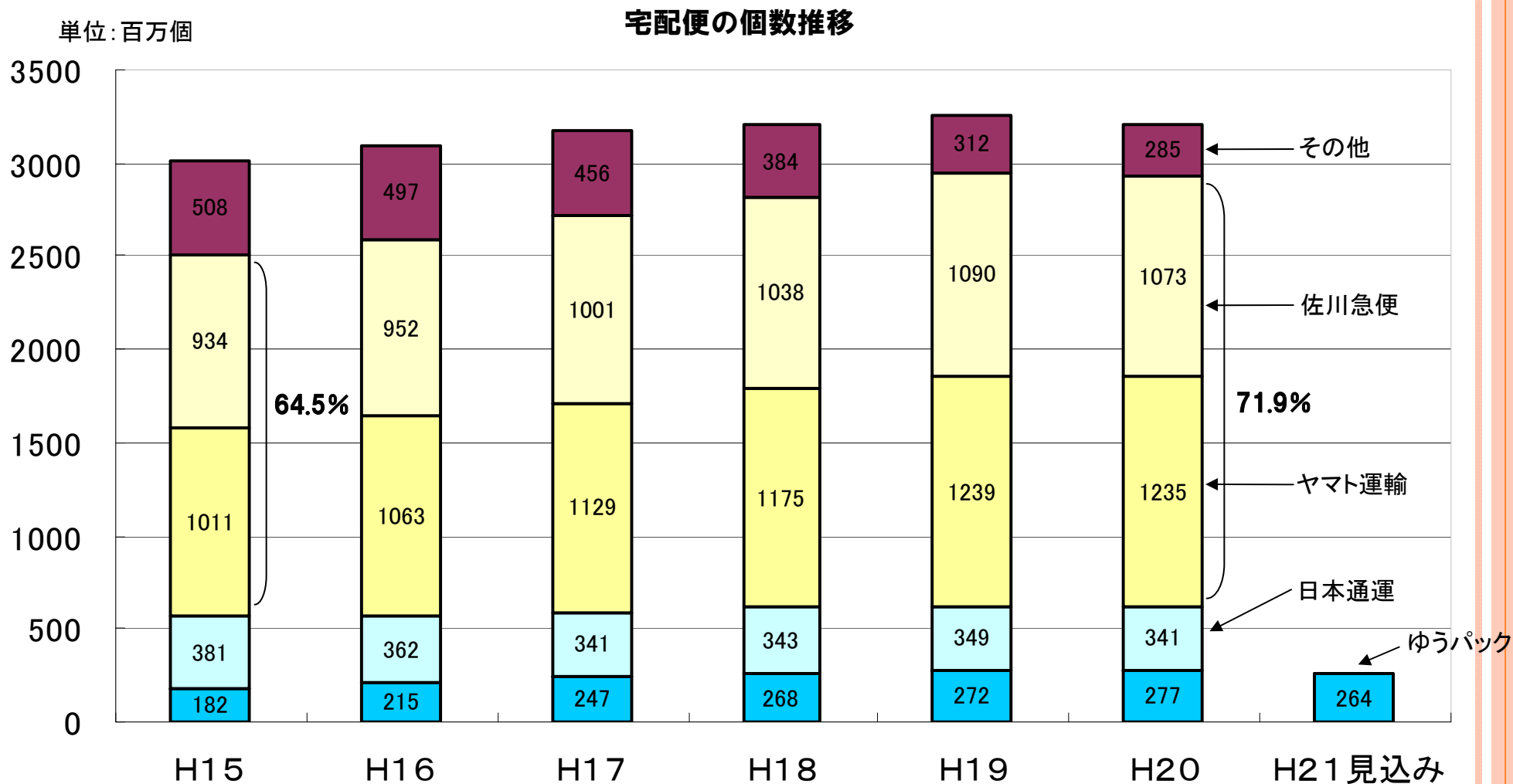
- 書状送達市場全体に占める他社メール便のシェアは、平成15年度の5%から5年間で10%に上昇。
- 平成15年度からの5年間で市場全体は年平均0.4%ずつ縮小しているが、郵便事業会社のシェア(ゆうメール・郵便)は年平均1.4%ずつ減少。



1. 郵便事業 ～ 宅配市場の動向 ～

○ 宅配市場は、ヤマト、佐川の二強による寡占化が進む。

(平成15年度 64.5% → 平成20年度 71.9%)



○郵便物数の減少、宅配便市場での厳しい競争環境の中で、郵便のユニバーサルサービスを維持するためには、様々な経営努力による収益拡大、事業運営の実態に沿った規制の見直しが不可欠

郵便事業の収益拡大

- 郵便を「つくる」営業・マーケティング
 - ✓本業を中心に川上から川下までトータルサービスを提供
- 営業力の強化
- 機械化によるコスト削減
 - ✓内務作業の機械化

ゆうパックの再スタート

- JPExのお客様にご迷惑をおかけしない円滑な吸収
- 新たな発射台の下で宅配便市場のシェア拡大、サービスレベルを向上

事業運営の実態に沿った規制の見直し

- 郵便認証司制度の見直し
- 販売・集荷に対する特定商取引法(クーリングオフ等)の適用除外
- 集配施設設置に対する規制緩和
- 駐停車禁止等の緩和

郵便のユニバーサルサービスの維持

JP 1. 郵便事業 ～（参考）郵便事業の収益拡大～

1 川上から川下工程までのトータルサービスの提供

広告代理店・印刷業者・発送代行業者との連携

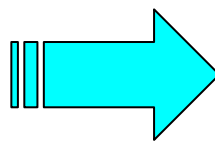


通販業者、ネット業者等との連携、特産品等についてのトータルサポート

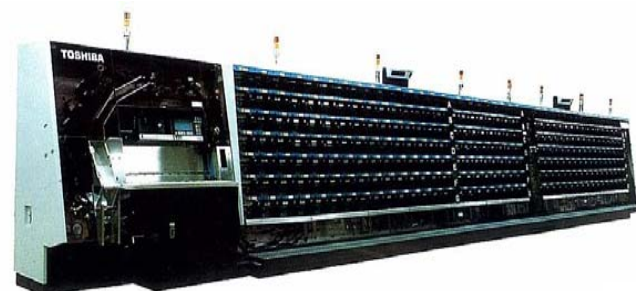
2 機械化によるコスト削減



手作業による区分



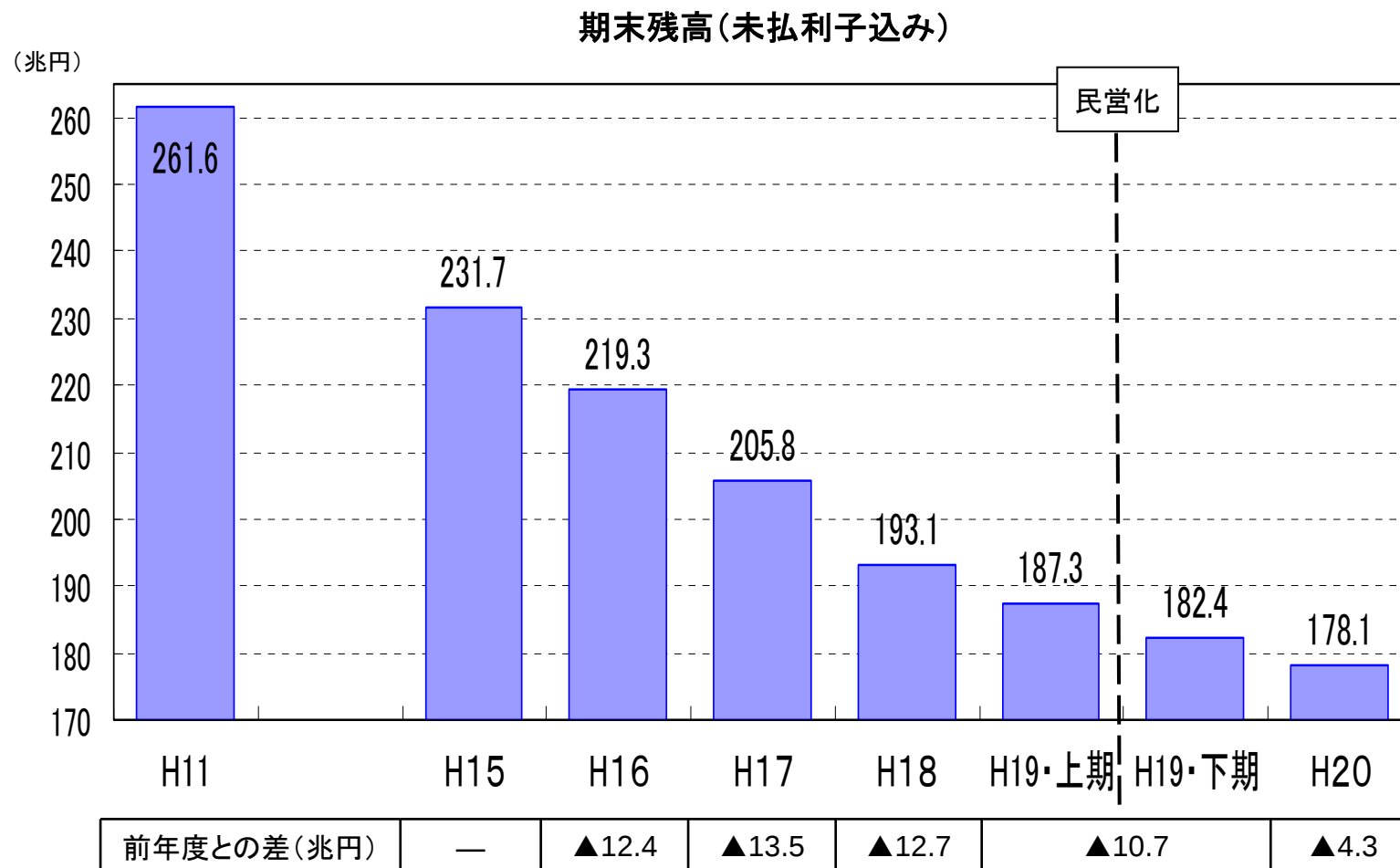
機械化



区分機

大型の郵便物を含め90%の機械処理を目指す

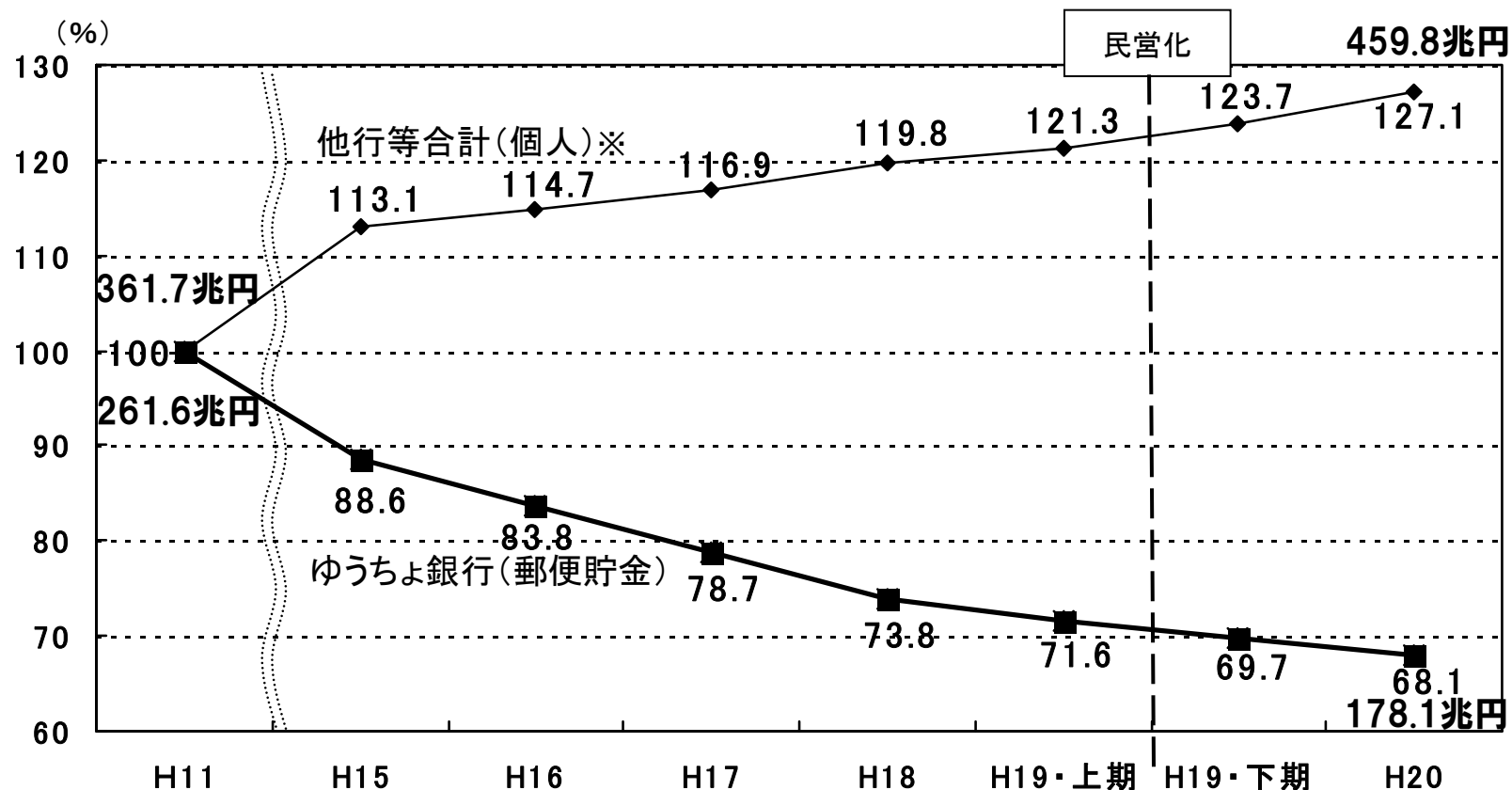
○ 貯金残高は、ピークの平成11年度以降、急激に減少。 ⇒ 限度額規制の撤廃が必要



○ ゆうちょ銀行(郵便貯金)の貯金残高が長期減少傾向にあるのに対し、他の民間金融機関の個人預貯金残高は増加傾向にある。

⇒ 限度額規制の撤廃が必要

H11年度を100とした場合の預貯金末残推移



※ 他行等合計(個人)は、国内銀行、信用金庫、その他金融機関及び外国銀行在日支店の要求払預金(個人)と定期性預金(個人)の残高の合計

(出典: 日本銀行「預金者別預金」)

JP 2. 貯金事業 ～ 貯金サービスについてのニーズ ～

○ 貯蓄に対するニーズは高く、預入限度額の存在は、「お客さまに不便」を与えている。

⇒ 限度額規制の撤廃が必要

貯蓄目標

平均貯蓄目標残高
(貯蓄を保有していない世帯を含む)
2,489万円

※出典:平成20年金融広報中央委員会

老後の生活

老後の生活について心配
(貯蓄を保有していない世帯を含む)
84.0%
〔 老後の生活を心配する理由として、
「十分な貯蓄がないから」 74.4% 〕

※出典:平成20年金融広報中央委員会

退職金支給額

定年退職者の平均支給額(平成19年度)

- ・国家公務員(常勤職員) … 2,450万円
- ・地方公務員(市区町村) … 2,378万円

※出典:総務省

顧客満足度調査

○「通常貯金の限度額の廃止」に対する期待度

- ・第1回 48.3% ・第2回 51.5%
- (非常に期待する＋期待する＋やや期待する)

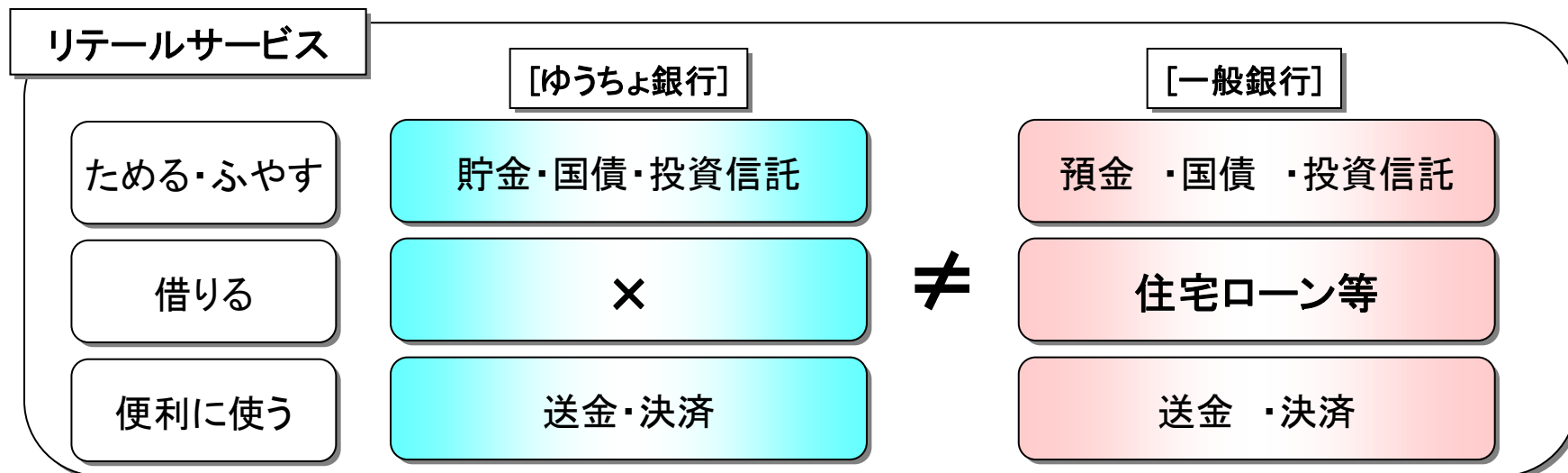
○「定額・定期貯金の限度額の廃止」に対する期待度

- ・第1回 48.9% ・第2回 51.9%
- (非常に期待する＋期待する＋やや期待する)

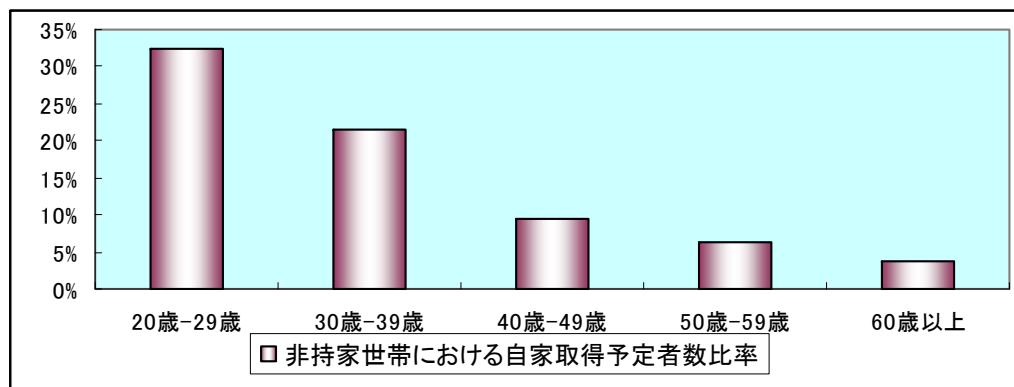
※出典:日本郵政株式会社
＜第1回(平成20年5月) 第2回(平成21年2月)実施＞

JP 2. 貯金事業 ～ リテールサービスの多様化 ～

- お客様のライフサイクルに対応した多様な金融サービスを提供する観点から、個人向けローンは資産形成期の若～壮年期の住宅購入・生活設計をサポート。



年代別住宅取得ニーズ(非持家世帯)



出典：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査]

「最も身近で信頼される銀行」を目指して

貯金サービスの充実

減少が続く貯金について、お客さまのニーズに適切に対応することにより安定化

- 限度額規制に伴うお客さまの不便の解消
- お客さまの多様な貯蓄ニーズへの対応
 - ・各種キャンペーン

リテールサービスの多様化

国民的規模のお客さまの生活・資産形成に貢献するリテール・サービスの推進

- 個人向けローンの提供
 - ・幅広い顧客層に住宅ローンを提供し、住宅取得・財産形成を応援
 - ・カードローン、教育ローン等を通じ予期せぬ出費や生活設計への備えを応援

資産運用の多様化

的確なリスク管理の下での資産運用の多様化、地域への資金供給

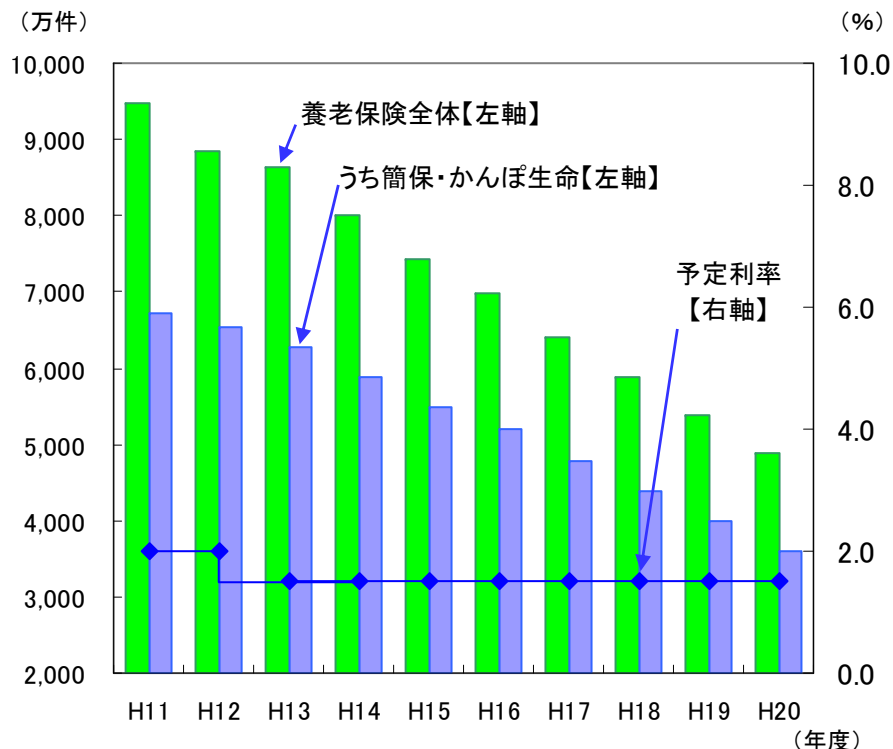
- 運用資産の多様化
 - ・国債市場に配意しながら、社債・シンジケートローン等への運用拡充
 - ・地域経済の活性化に資するため地方債等への積極的な運用
- 他の金融機関との協業
 - ・資本性資金の提供、業務提携
 - ・貸付債権の積極的な購入

○ イコールフットイングの問題は既に解消済み。業務制限のみ残存。

	民営化前 ＜郵便貯金＞		民営化後 ＜ゆうちょ銀行＞
優遇(例)	財投への預託	→	なし(他行と同様)
	納税義務原則免除(一部納付)	→	納税(他行と同様)
	預金保険料不要	→	納付(他行と同様)
業務の制限等(例)	預入限度額1,000万円	→	預入限度額1,000万円
	業務範囲の制限あり	→	業務範囲の制限あり

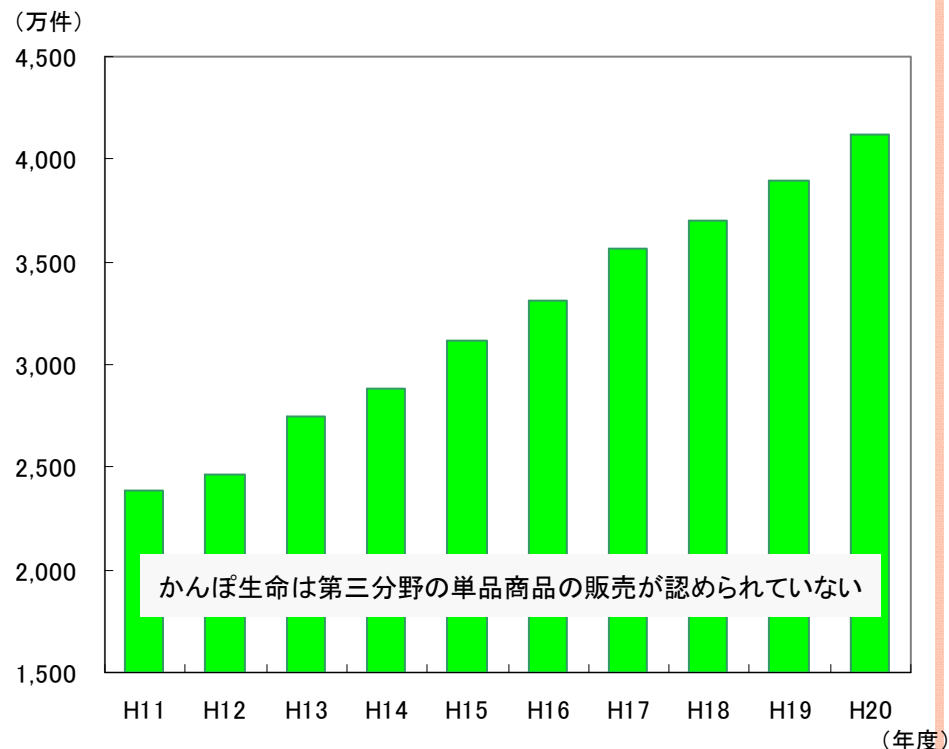
- 超低金利下で貯蓄性商品の魅力が低下した結果、かんぽ生命が主力としている養老保険の市場は急速に縮小。一方、入院・手術等への医療保障ニーズの増大を反映して、第三分野の市場は拡大しているが、かんぽ生命は業務範囲や限度額の規制により対応できていない。

養老保険(保有契約件数)と予定利率の推移



出所: インシュアランス生命保険統計号

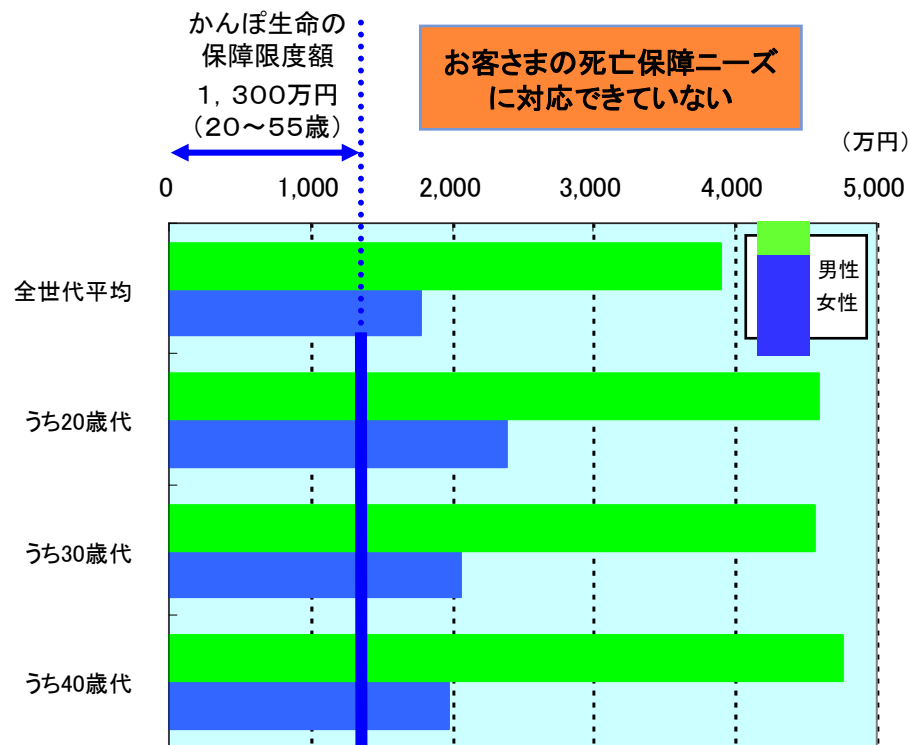
第三分野保険(保有契約件数)の推移



出所: インシュアランス生命保険統計号

- 死亡保障の希望額は男性約4千万円・女性約2千万円となっているが、かんぽ生命は最大1,300万円までしか保障できない。また、がん患者数の増加に伴い拡大するがん保険市場において、外資系生保は8割を超える圧倒的シェアを占めるが、かんぽ生命のがん保険は認められていない。

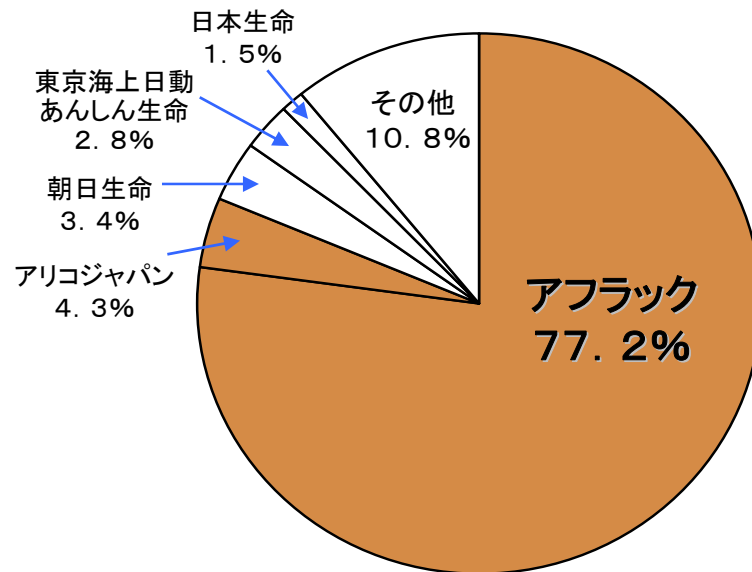
死亡保障の希望額



出所: 生命保険文化センター「平成19年度 生活保障に関する調査」

がん保険の市場シェア

【がん保険 保有契約件数 1,860万件(平成20年度)】



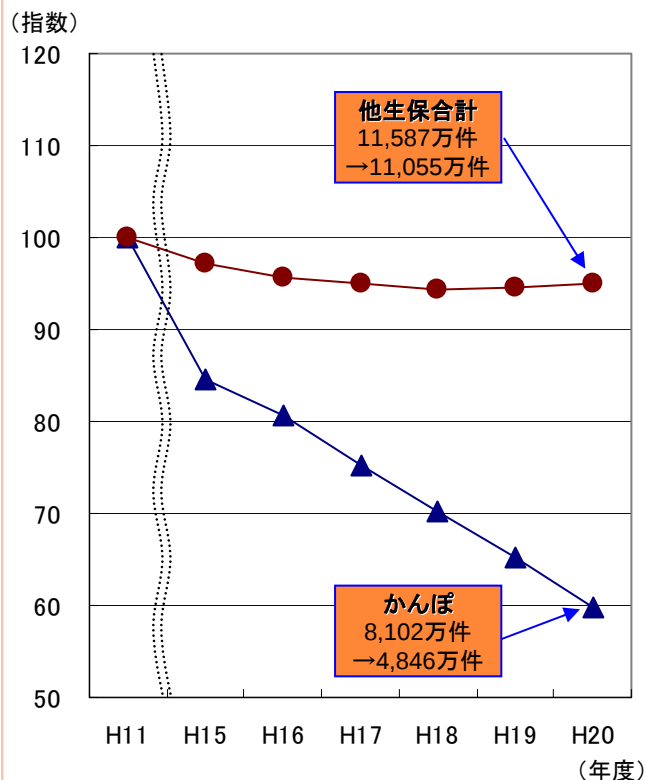
がん患者数: 127万人(H11)→151万人(H20)

出所: インシュアランス生命保険統計号、厚生労働省「患者調査」

JP 3. 保険事業 ～ 契約・収入・総資産の動向 ～

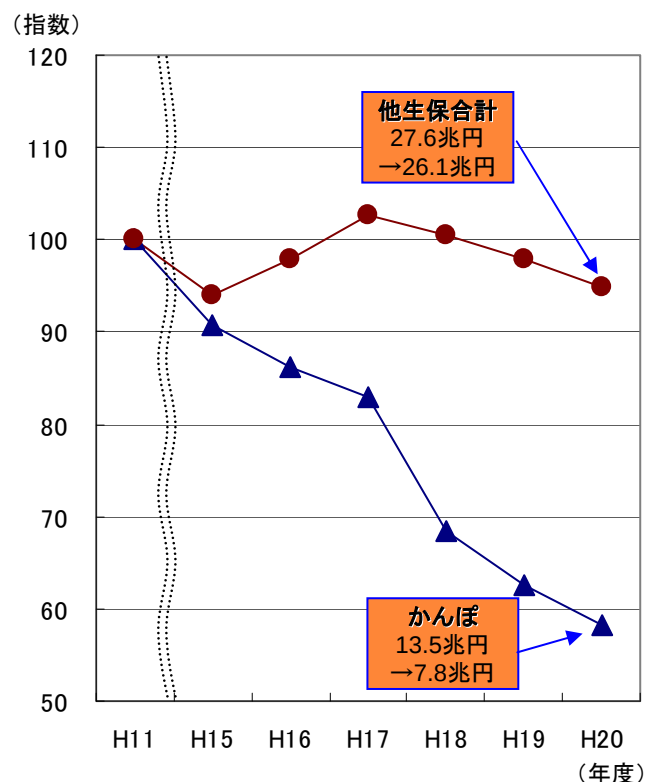
○ お客さまニーズに対応した商品を提供できていないことから、保有契約件数・保険料収入ともに、過去10年間で、かんぽ生命は▲4割減少（他生保合計はほぼ横ばい）。総資産は、他生保合計では増加しているのに対し、かんぽ生命は減少傾向。

保有契約件数の推移

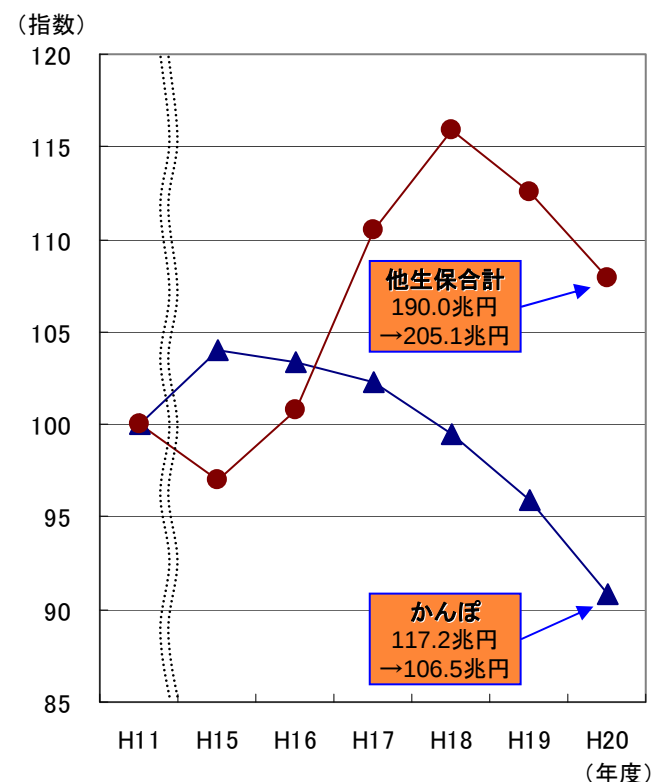


出所: 生命保険事業概況、会社公表資料

保険料収入の推移



総資産の推移



- お客さまニーズに適切に対応し、利用者利便の向上を図るためには、「限度額の撤廃」、「がん保険の販売」、「学資保険等の改善」が不可欠であり、これにより保有契約の減少に歯止めをかけ、経営の安定化を図ることが喫緊の課題。

限度額の撤廃

【現状】死亡保障の限度額が1,300万円（20～55歳）^注に制限され、死亡時の遺族補償としては小さすぎる

限度額政令の改正が必要

（注：無診査、加入後4年経過）

平成20年4月に政令改正要望

がん保険の販売

【現状】がん患者数の増加に伴い、がん保険市場も拡大傾向にあるが、かんぽ生命はがん保険の販売ができない

限度額政令の改正と商品認可が必要

平成21年3月に政令改正要望

学資保険等の改善

【現状】超低金利下で学資保険の魅力が低下、介護保険も商品内容と保険料水準がお客さまニーズに合っていない

商品認可等が必要

利用者利便を向上
保有契約の減少に歯止め、経営を安定化

郵便局ネットワークの維持

全国サービスの堅持

雇用の確保

- 厳しい業務制限が残存し、イコールフットイング問題はむしろ逆転。

	民営化前 <簡易保険>		民営化後 <かんぽ生命>		他の民間生保
特典・優遇	政府の保証	⇒	保険契約者保護機構の補償	=	保険契約者保護機構の補償
	税負担の減免 (国庫納付金制度あり)	⇒	他の民間生保と同じ税負担 (委託手数料に係る消費税も負担)	=	かんぽ生命と同じ税負担
	三事業兼営(郵政公社)	⇒	(分社化により)兼営なし	=	兼営なし
	民間生保と異なる規制(簡保法)	⇒	保険業法+郵政民営化法	<	保険業法のみ
業務制限	限度額1,000万円(原則)	⇒	限度額1,000万円(原則)	<	限度額なし
	業務範囲の厳しい制限	⇒	業務範囲の厳しい制限 (商品種類、運用手段等)	<	保険業法の範囲で業務展開

他の民間
生保が有利